



「二輪車リサイクルシステム」のながれ

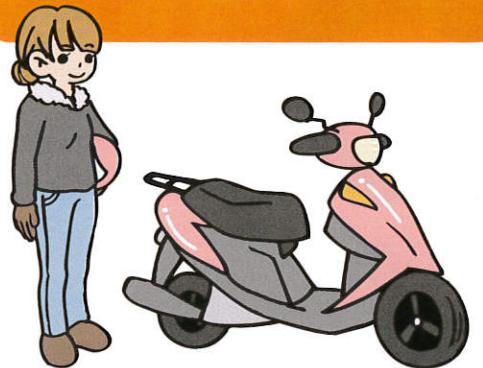


排出者

指定引取場所に
直接持込み

または

廃棄二輪車取扱店に
相談



バイクの廃棄を希望する
「バイクの所有者」または
「所有者よりバイクの廃棄及び処理再資源化に
関する一切の権限を付与された者」



直接持込めば
無料

廃棄二輪車取扱店(約7,500店)

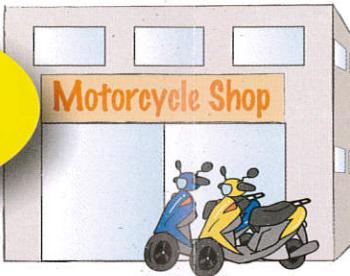


もう乗れない
使えない

リサイクル

リユース

買取の
可能性あり



廃棄二輪車取扱店
に運搬を依頼

実費請求
あり

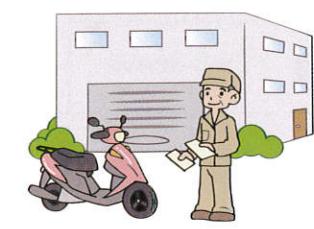
※廃車手続き、および
廃車処理にかかる
実費用



- 環境大臣の指定により、廃棄物となった二輪車を広域的に収集・運搬することができるバイクショップ。
- 最寄の廃棄二輪車取扱店は、全国軽自動車協会連合会のホームページにある「廃棄二輪車取扱店名簿」で検索してください。<https://www.zenkeijikyo.or.jp/nirin/shop/>

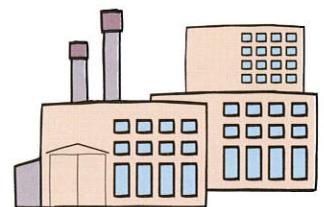
二輪車リサイクルシステム

指定引取場所
(約160ヶ所)



メーカー等が指定する引取場所。
最寄りの指定引取場所は
自動車リサイクル促進センターの
ホームページを参照ください。

処理再資源化施設
(13ヶ所)



リサイクル率
97.8%
(2022年度実績)

- 国内メーカー4社が中心となり輸入事業者とともに自主的に運営しています。
- ご利用にあたり、リサイクル料金のご負担はありません。
- お引き受けした車両は責任をもって適正にリサイクルしています。
- 結果は自動車リサイクル促進センターのホームページで公表しております。<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/process/>

対象車両

参加事業者(裏面参照)が国内で販売したバイク
(原動機付自転車・軽二輪・小型二輪)



対象外(一例)



引取基準

①フレーム ②エンジン ③ハンドル ④ガソリンタンク ⑤前輪・後輪
の5つのパーツが残っていて、それらが一体となっていること

こんなバイク、引き取ってもらえる?

- 壊れていて動かない
 - 各パーツがバラバラ
 - ヘルメットや後付装備あり
 - ガソリンやオイルが入ったまま
- 自立すればOK
 - 一体に組上げればOK
 - 取り除ければOK
 - 漏れていなければOK

電動バイクについて

以前は、リチウムイオンバッテリーが外されたバイク本体だけを引き取っていましたが、2020年度より、ホンダ、ヤマハ、スズキ、カワサキの国内4社メーカー販売の対象電動バイクについては、リチウムイオンバッテリーを搭載したままでも引き取れるようになりました。
輸入事業者の電動バイクのリチウムイオンバッテリーについても今後対応予定です。
最新情報は自動車リサイクル促進センターのホームページで確認してください。

必要な書類

廃車手続き完了を確認できる「所有者確認書類」

バイクの種類(排気量)	所有者確認書類	廃車手続窓口
原付一種・二種(～125cc)	廃車申告受付書 等	市区町村
軽二輪(126cc～250cc)	軽自動車届出済証返納証明書 等	運輸支局
小型二輪(251cc～)	自動車検査証返納証明書 等	運輸支局

市区町村・運輸支局に届出・登録されたままのバイクをリサイクルすることはできません。
事前に廃車手続きを行い、手続き完了を確認できる書類を準備してください。

廃車手続きを廃棄二輪車取扱店に依頼することが可能な場合もあります。
詳しくは、お近くの廃棄二輪車取扱店に相談してください。

廃棄バイクを持込む人の「本人確認書類」

- 免許証、健康保険証、パスポート等を準備してください。

受付時の留意点

- 「所有者確認書類」と「本人確認書類」を提示してください。
- 「二輪車リサイクル管理票」に必要事項を記入いただきます。
記入いただいた方が廃棄物の「排出者」となります。



バイクの所有者と排出者が異なる場合、「所有者より廃棄及び処理再資源化等に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約(署名)をいただきます。